

学生論文奨励に関する若手研究者の育成事業実施基準

本事業は、本学会小林昌人元理事長の寄付によって創設された「小林昌人氏学生論文奨励基金」を元にして2013年から続けてきた学生論文奨励基金の遺志を受け継ぎ発展的に学生論文奨励に関する若手研究者の育成事業として継続するものである。

- 1 学生会員が大会または研究会において研究発表し、且つ学会誌に論文を掲載したことに対して、1件2万円の補助をする。
- 2 本事業の資金は、一般会計(一般正味財産)から支出する。
- 3 論文は、学生会員がファーストオーサー(筆頭発表者)であることとする。
- 4 学生会員は、論文の学会誌掲載時点で本学会会員であることとする。
- 5 補助の申請は、1に示す具体的な事項を記入し、事務局に提出する。なお申請は、論文の学会誌掲載後6か月以内とする。
- 6 本事業の管理は、事務局で行う。

平成25年5月18日制定

2025年6月21日改定